

令和6年度 川越市高齢者インフルエンザ予防接種(定期接種)説明書

この説明書に記載された内容についてよく理解した上で、予防接種を受けましょう。不安な点は、医師にご相談ください。なお、インフルエンザの予防接種を受ける法律上の義務はありませんので、自らの意思で接種するかを決めてください。

インフルエンザは普通のカゼにくらべて全身症状（関節痛・筋肉痛）が強く、気管支炎や肺炎などを合併し重症化することがあり決して軽い病気ではありません。ワクチン接種を行うと、インフルエンザにかかりにくくなり、かかった場合でも重症化を抑えることができます（発病予防効果が45%程度、死亡を防止する効果は80%程度）。インフルエンザは例年1月上旬から3月上旬に流行します。ワクチンが十分な効果を維持する期間は接種後約2週間後から約5か月とされていますので、接種を希望する場合は、10月下旬から12月中旬の接種をおすすめします。

1 接種期間

令和6年10月1日（火）～令和7年1月31日（金）

※ 上記期間以外で接種を受けた場合は、公費助成を受けることはできません。

2 対象者

接種日時時点で、川越市に住民登録がある方で、次の①又は②に該当する方

- ① 接種時年齢が満65歳以上の方
 - ② 接種時年齢が満60～64歳の方で次のいずれかに該当する方
 - ・ 心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害がある方
 - ・ ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方
- ※いずれも身体障害者手帳1級相当の方

3 費用

医療機関にて1, 500円をお支払いください。

※ 公費助成により、自己負担金1, 500円で接種を受ける事ができます。公費助成を受けられるのは、期間中に1回限りです。

※ 生活保護受給世帯の方は生活保護受給証、中国残留邦人等支援給付制度の受給者の方は本人確認証を医療機関の窓口へ提示すれば無料になります。

4 予防接種を行う場所

予防接種を行う場所は、市が指定する接種医療機関です。

- ・ 市内の接種医療機関…『健康づくりスケジュール』を参照してください。
- ・ 市外の接種医療機関…接種前に健康管理課に電話で確認してください。

※やむを得ない事情で、市が指定する接種医療機関以外で接種を希望する場合は、必ず事前に市に相談してください。事前の手続きなく、接種を行った場合、全額自己負担となりますのでご注意ください。

5 予防接種の受け方

- ① **接種医療機関**に予約してください。
- ② この説明書をよく読み内容を理解してから、接種当日の健康状態等を予診票に記入してください。
- ③ 医師の問診や診察、予防接種についての説明を受けてください。
- ④ ③の結果、接種を受けるときは予診票の同意書部分に氏名を記入してください。
- ⑤ 接種後、**接種医療機関**の窓口で予防接種済証を受け取り、接種費用をお支払いください。
※予防接種済証は、セルフメディケーション税制で所得控除を受けるための書類の一つです。申告を予定している方は、大切に保管してください。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

6 持ち物

- ① 健康保険証等の住所、氏名、生年月日を証明できる書類
- ② 生活保護受給世帯の方は受給証、中国残留邦人等支援給付制度の受給者の方は本人確認証
- ③ 満 60～64 歳の方は対象者であることを証明できる書類（身体障害者手帳や診断書）
- ④ 予診票（市内の接種医療機関に置いてあります。市外の接種医療機関で接種を希望される場合は、市役所市民課、市民センター、川越駅西口連絡所、総合保健センター健康管理課にて事前に入手してください。）

7 予防接種を受けることができない方

- ① 接種当日、明らかに発熱（37. 5℃以上）している方
- ② 重篤な急性疾患にかかっている方
- ③ インフルエンザワクチンの成分によって、アナフィラキシーショック（接種後 30 分以内に起こるひどいアレルギー反応）を起こしたことがある方。また、鶏卵、鶏肉、その他鶏由来のものでアナフィラキシーショックを起こしたことがある方。
- ④ 今まで受けたインフルエンザの予防接種で 2 日以内に発熱のみられた方。又は、全身性発疹等のアレルギーを疑う症状がみられたことがある方。
- ⑤ その他、医師の判断により予防接種を行うことが不適当な状態にある方。

8 予防接種を受けるに際し、医師とよく相談しなくてはならない方

- ① 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患のある方
- ② 過去にけいれんの既往のある方
- ③ 過去に免疫不全の診断がされている方及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- ④ 間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患のある方
- ⑤ 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある方
- ⑥ インフルエンザワクチンの成分又は鶏卵、鶏肉、その他鶏由来のものに対して、アレルギーがあるといわれたことがある方

9 他の予防接種との間隔

インフルエンザワクチンと他のワクチンの接種間隔に決まりはありませんが、一般的にはインフルエンザワクチン接種前に生ワクチン（麻しん風しんワクチン等）を接種した場合は 27 日以上、不活化ワクチン（高齢者肺炎球菌ワクチン等）を接種した場合は 6 日以上の間隔をあけることが多いです。インフルエンザワクチンは不活化ワクチンに該当するため、接種後に他のワクチンを接種する場合は、6 日以上の間隔をあけることが多いです。

10 その他

予防接種を受けた後の注意点や、生じる可能性のある副反応、健康被害救済制度については、予診票 3 枚目の予防接種済証下部に記載されていますので、接種前に必ずお読みください。

【問い合わせ】川越市保健所健康管理課 予防接種担当
〒350-1104 川越市小ヶ谷 8 1 7-1
電話 049-229-4123 FAX 049-225-2817



川越市マスコットキャラクター ときも